

(協議第1号)

子ども・子育て支援金分の 税率改定について

令和8年1月27日(火)
松本市国保運営協議会資料

「子ども・子育て支援金制度」の概要 ①

「子ども・子育て支援金」制度とは…

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策の一部を実行するために創設された子育てを社会全体で支えるための制度です。

加入する医療保険料に併せて支援金を納めていただき、すべて法律で規定された子育て支援施策に活用されます。

1 支援金が充てられる施策

施策名	内容	開始時期
児童手当の拡充	高校生世代まで給付延長、第3子以降増額、所得制限の撤廃	R6年10月
妊婦のための支援給付	妊娠・出産時に合計10万円給付	R7年4月
出生後休業支援給付	両親が育休取得した場合に手取り10割相当支給	R7年4月
育児時短就業給付	育児中に時短勤務をする場合に時短勤務時の賃金の10%支給	R7年4月
こども誰でも通園制度	保育所等に通っていない子どもの保護者が月10時間利用可能	R8年4月
育児期間中の国民年金保険料免除	第1号被保険者の育児期間中の年金保険料免除	R8年10月

「子ども・子育て支援金制度」の概要 ②

2 支援金の意義

- 支援金制度は実効性のある「少子化対策の推進」とされています。
- 今後社会にとっては、①わが国の経済・社会システムや地域社会が維持、②国民皆保険制度の持続可能性を高めることができます。
- 企業にとっても、①労働力の確保、②国内市場の維持が可能となります。
- 支援を受け育った子ども達は成長し、やがて経済や社会保障、地域社会の担い手となって支えていくこととなります。
このことから、支援金制度は「新しい分かち合い・連携の仕組み」とされています。

3 支援金の徴収

- 高齢者や企業を含めた全世代・全経済主体に納めていただきます。
- 加入する医療保険制度(国民健康保険、後期高齢者医療保険、被用者保険(協会けんぽ・健保組合など))ごとに保険料が決められ、令和8年度4月分から医療保険料と併せて納めていただきます。
- 松本市の国民健康保険は、令和8年7月中旬にお送りする納税通知書で税額や納期限を通知します。
- 「1. 支援金が充てられる施策」の実施には、年3.6兆円程度の財源確保が必要となります。
社会保障の歳出改革(1.1兆円)と既定予算(1.5兆円)を活用した残額1兆円に支援金が充てることとなり、国民健康保険の割り当ては年額3,000億円となりました。
- 支援金制度は、令和8年度から10年度にかけて段階的に増額し築いていきます。
国民健康保険の一人当たり支援金の平均月額(見込)は、令和8年度:250円、令和9年度:300円、令和10年度以降:400円です。

国民健康保険税の算定 ①

1 保険税の算定内訳

- 国民健康保険には次の3種類あり、この合計額が税額となります。
 - ・医療分：医療費の財源となるため被保険者全員が納めます。
 - ・後期高齢者支援金分：後期高齢者医療制度を支えるために被保険者全員が納めます。
 - ・介護分：40歳以上64歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納めます。
 - ・今回、ここに「子ども・子育て支援金」分が加わります。
- 医療分、後期高齢者支援分及び介護分は、それぞれ次の3項目の積算となっています。
 - ・所得割：前年の所得に乗じる割合です。
 - ・均等割：被保険者1人当たりの年額です。
 - ・平等割：1世帯当たりの年額です。
- 医療分、後期高齢者支援分及び介護分は、それぞれ3項目合計の上限額が決められています。

松本市の国民健康保険税率

区分	医療分	後期高齢者支援分	介護分	子ども・子育て支援分
所得割	8.10 %	3.20 %	2.60 %	〇.〇 %
均等割	18,800 円	6,500 円	6,400 円	〇〇 円
平等割	21,700 円	7,400 円	6,700 円	〇〇 円
1世帯当たり課税限度額	66 万円	26 万円	17 万円	3 万円

👉 今回、この部分を設定します

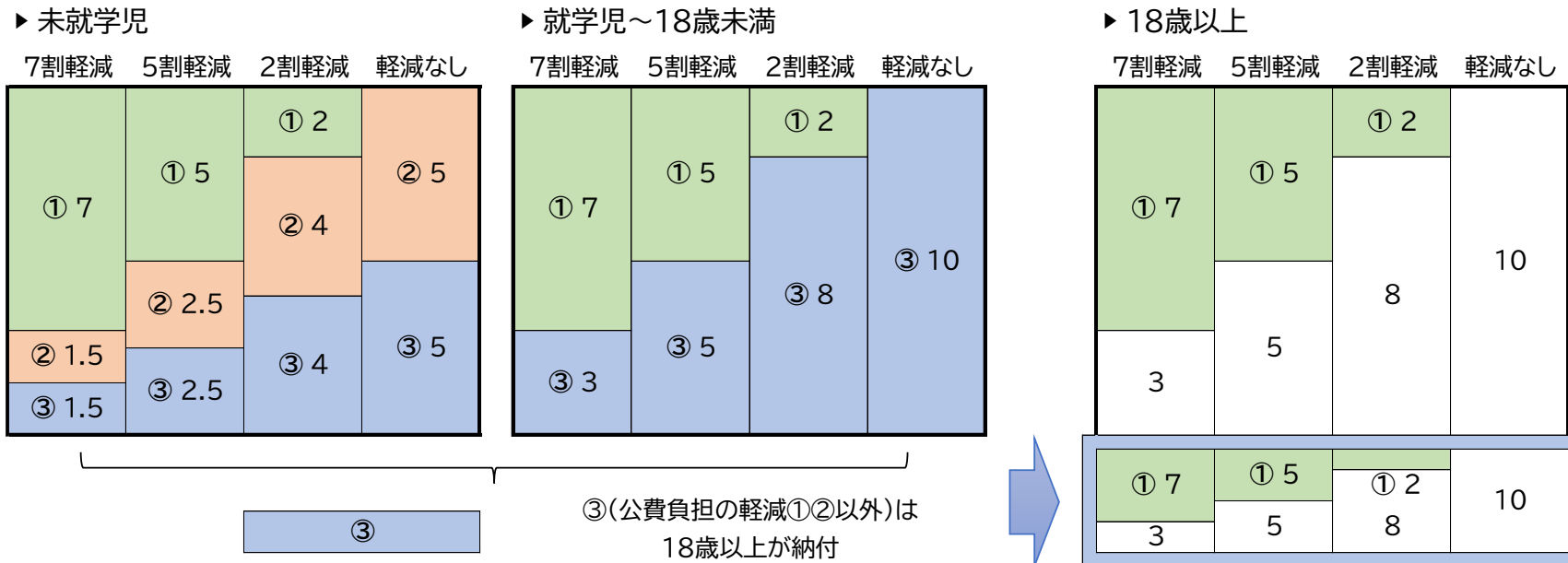
国民健康保険税の算定 ②

2 保険税の軽減

○国民健康保険税の均等割には軽減があります。

- ① 低所得者に対して「7割・5割・2割」軽減があります。(下図 緑色)
- ② 未就学児に対しては、①のあと1/2軽減があります。(下図 オレンジ色)
- ③ 「子ども・子育て支援金」では、子育て世帯の負担を減らすために18歳以下(ただし高校生年代)の子どもの均等割額が10割軽減になります。(下図 水色) ⇒18歳以下の10割軽減分は、18歳以上(高校生年代除く)の被保険者に納めてもらいます。

国、県及び市の一般会計で負担



○平等割にも上記 ①の軽減があります。

「子ども・子育て支援金」の保険税率 ①

1 支援金の算定方法

○皆さんから納めていただく支援金は、県へ納付する「子ども・子育て支援分の事業費納付金」の一部となります。

「子ども・子育て支援金」分の算定方法は

@250円×12か月×被保険者数÷収納率(R6実績)

= @250円×12か月×39,215人÷94.78% = 124,124,287円 此の数值が賦課額の基準となります。

2 支援金の税率案

○税率を決めるにあたり、応能割(所得割)と応益割(均等割+平等割)の割合に着目し、次の3つの案を作成しました。

案① : 令和7年度賦課における医療給付費分の割合(現行) ⇒ 62:38

案② : 松本市を除く県内18市平均の割合 ⇒ 55:45

案③ : 長野県が示した標準的な割合 ⇒ 49:51

○上記を踏まえた税率案は次のとおりです。

区分	案①	案②	案③
所得割 (%)	0.32	0.29	0.26
均等割 (円)	780	910	1,040
平等割 (円)	850	1,000	1,130
一人当たりの調定額 (円)	3,165	3,096	3,039

※ 案①→案②→案③のように、応益割合が増えるほど、低所得者に対する軽減分が一般会計から繰入れられるため、必要となる保険税総額は抑制され、1人当たりの調定額は減少します。

- ・ 県内の保険料水準統一に向け、急激な被保険者負担の増加を避けるため、段階的に応能割を引下げ、応益割を引き上げることが必要です。
- ・ ただし、割合の見直しは医療分等の本体と併せて進めることとし、今回は、現行の医療分の割合である案①で行いたいと考えています。

「子ども・子育て支援金」の税率 ②

2. モデル別の支援金額

(円)

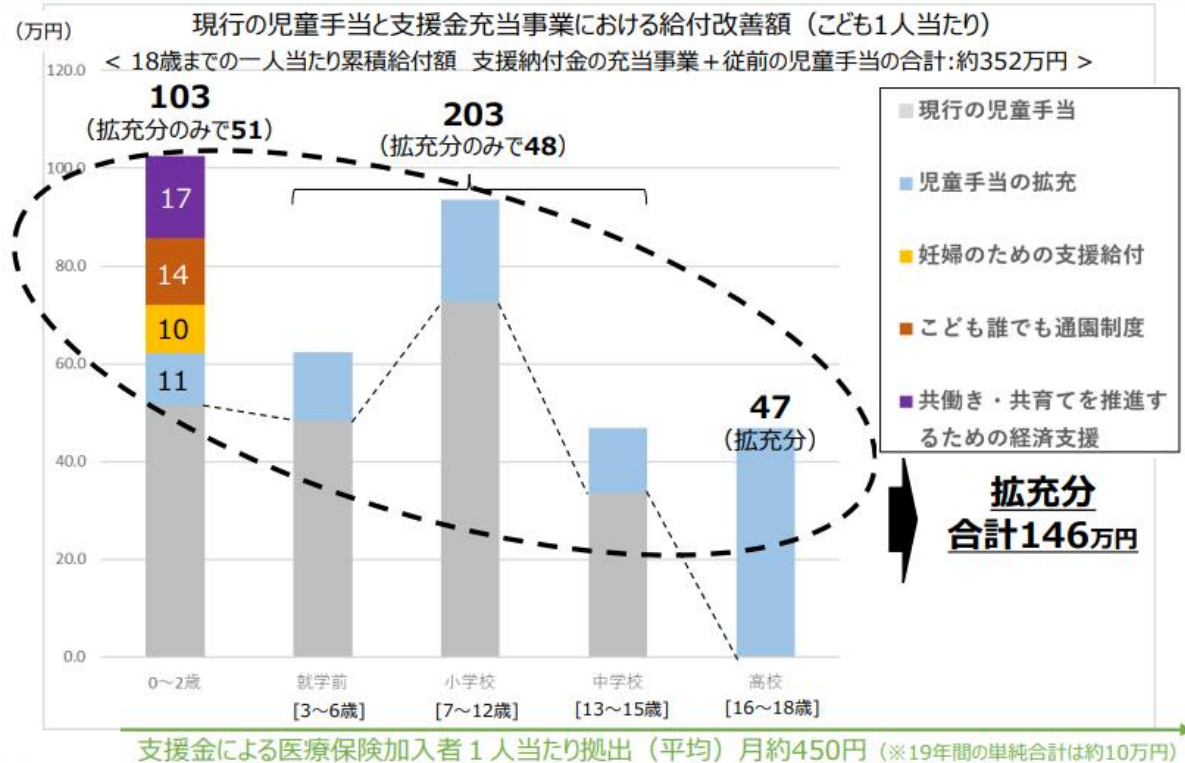
モデルケース		(応能:応益)	案① 現行 (62:38)	案② 県内18市平均 (55:45)	案③ 県標準 (49:51)
モデル① 65歳単身世帯 ・年金所得 73万円 (R7 被保険者の平均年金所得) 【5割軽減】	所得割		960	870	780
	均等割		390	455	520
	平等割		425	500	565
	計		1,775	1,825	1,865
モデル② 40歳単身世帯 ・給与所得 83万円 (R7 被保険者の平均給与所得) 【2割軽減】	所得割		1,280	1,160	1,040
	均等割		624	728	832
	平等割		680	800	904
	計		2,584	2,688	2,776
モデル③ 65歳夫婦世帯 ・年金所得 198万円(夫:101万円 妻:97万円) 【軽減なし】(軽減適用の境界層) ・年金所得 230万円 【軽減なし】	所得割		3,584	3,248	2,912
	均等割		1,560	1,820	2,080
	平等割		850	1,000	1,130
	計		5,994	6,068	6,122
	所得割		4,608	4,176	3,744
	均等割		1,560	1,820	2,080
	平等割		850	1,000	1,130
	計		7,018	6,996	6,954
モデル④ 40歳子育て世帯(小学生以上の子2人) ・給与所得 272万円(夫:272万円 妻:なし) 【軽減なし】(軽減適用の境界層) ※子2人の均等割なし	所得割		7,328	6,641	5,954
	均等割		1,560	1,820	2,080
	平等割		850	1,000	1,130
	計		9,738	9,461	9,164



支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）

○ 子ども・子育て支援金制度の創設によるこども一人当たりの給付改善額（高校生年代までの合計）は約146万円。なお、現行の平均的な児童手当額約206万円とあわせると、合計約352万円となる。

- ※ 子ども・子育て支援納付金の充当事業（児童手当（今般の拡充分に限る）、妊婦のための支援給付（出産・子育て応援給付金の制度化）、こども誰でも通園制度、共働き・共育を推進するための経済支援）について、実際の給付状況はこどもや世帯の状況により様々であるが、各給付の事業費を対象となるこどもの数で割って合計。
- ※ 「加速化プラン」（総額3.6兆円）の支援強化には、これら以外にも様々なものがある。



※年齢別にそれぞれの制度における1人当たり給付の平均額（令和10年度所要額（見込）を基とした対象年齢ごとの単純平均額）を算出し、各期間について合計したものの。現行の児童手当額は、令和2年度児童手当事業年報の実績値に基づく平均単価を計上。
 ※共働き・共育を推進するための経済支援は、出生後休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除を指す。
 ※児童手当については拡充分（所得制限撤廃、高校生年代への延長、多子加算の増額）を含む全体に支援納付金が充当されるほか、子ども・子育て拠出金・公費も充当。こども誰でも通園制度については、支援納付金・公費を充当。また、支援金の総額1.0兆円（令和10年度）をベースに、低所得者軽減等のために投入される公費や各給付に充当される公費等も加えた給付額（総額約1.5兆円）をベースに試算。

(補足資料)

事業費納付金の財源について

